

後期高齢者医療制度のお知らせ

高額介護合算療養費及び医療費通知について

■高額介護合算療養費について

高額介護合算療養費は、医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療保険と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療保険及び介護保険から支給されます。

なお、手続きには市町村窓口への申請が必要となります。

- 後期高齢者医療保険または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- 支給額が500円以下の場合には支給されません。

◆自己負担限度額表

【計算期間：平成26年8月1日から平成27年7月31日】

負担割合	区 分		自己負担額の 合計の基準額
3割	現 役 並 み 所 得 者		67万円
1割	— 一 般		56万円
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ（※1）	31万円
		区分Ⅰ（※2）	19万円

※1 世帯全員が住民税非課税である方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下)、または老齢福祉年金を受給している方

該当される方には、2月上旬までに後期高齢者医療広域連合より申請の用紙が送られますので、別海町役場町民課後期高齢者・医療給付担当まで申請してください。

■医療費通知の送付を希望される方へ

北海道後期高齢者医療広域連合では、発行を希望される方を対象に、医療費を半年ごとにまとめた医療費通知を送付しています。次回は平成27年7月から12月診療分までの内容として、平成28年3月末に発行されます。

◆新たに発行をご希望の方はご連絡ください

新たに発行をご希望の方は、お手数ですが、北海道後期高齢者医療広域連合または別海町役場町民課後期高齢者・医療給付担当へご連絡ください。

- すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方には、継続して発行しますので、再度のご連絡は必要ありません。
 - 医療費通知を受け取ったことで、新たに発生する申請等の手続きはありません。
- ※医療費通知は、確定申告などの「医療費控除」の領収書として使用することはできません。

問合せ

別海町役場町民課後期高齢者・医療給付担当
(内線1241・1242)

北海道後期高齢者医療広域連合
TEL 011-290-5601

国民健康保険優良家庭表彰



別海町国民健康保険では、毎年11月1日に「前年度1年間病院にかからなかった」「国保税を納期内に完納した」世帯を優良家庭として表彰しています。本年度は、町内43世帯の健康なご家庭を表彰しました。

いつまでも健康でいるために、
毎日の健康づくりを心がけましょう。

問合せ／国民健康保険担当（内線1215）

21年間連続表彰世帯	1世帯
9年間連続表彰世帯	2世帯
8年間連続表彰世帯	1世帯
6年間連続表彰世帯	1世帯
5年間連続表彰世帯	2世帯
4年間連続表彰世帯	6世帯
3年間連続表彰世帯	1世帯
2年間連続表彰世帯	2世帯
単年度表彰世帯	27世帯
計	43世帯

別海町ごみの減量化大作戦! その15



エアゾール缶等のスプレーを捨てる場合の注意点について

スプレー缶等をごみとして出す場合は、『中身を使い切り、穴をあけてから捨てる』ことがごみ出しのルールとなっています。

穴あけ作業を屋内で行った場合、爆発や火災の原因となることがあります。以下の点に注意して作業を行ってください。

- 1 穴を開ける前に、スプレー缶の内容物及びガスを全て抜きましょう。
- 2 穴あけ作業は、ガス抜き用器具を利用して、風通しが良い火気のない屋外で行いましょう。

問合せ／町民生活担当（内線1211～1213）



し尿のくみ取りのお知らせ

2月のくみ取り地区は、中西別、西春別駅前、西春別、泉川、大成、本別、上春別、上風連、奥行となります。くみ取りが必要な方は、1月20日までに申込みください。

なお、「今すぐ、くみ取りしてほしい」などの急な申込みは、先に申込みをしている方に大変迷惑をかけることとなります。一杯にならなくてもくみ取りは行えますので早めの申込みをお願いします。

また、12月から3月までの期間、家庭廃水のくみ取り作業は行っておりません。



ご協力をお願いします。

冬期間、積雪や屋根からの落雪でくみ取り口がふさがっていると、くみ取り作業ができない場合があります。くみ取り口周辺の除雪をお願いします。

問合せ／町民生活担当（内線 1212・1213）

新成人の皆さんへ 20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を現役世代みんなで支える仕組みです。

具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

国民年金のポイント

◎将来の大きな支えになります。

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって安定した運営を行い、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

◎老後のためだけのものではありません。

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか、病気や事故で障害が残ったときに受けとることができる障害年金。また、加入者が死亡した場合に、加入者により生計が維持されていた遺族である子のある妻や子どもに対する遺族年金などがあります。



「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

★「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。対象となる学生は、学校教育法に規定する大学院を含む大学や短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、修業年限が1年以上の課程の各種学校、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

★「若年者納付猶予制度」

学生でない30歳未満の方で、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

問合せ／戸籍年金担当（内線1222～1225）、釧路年金事務所 0154-61-6000

パブリックコメントのお知らせ



別海町水道事業ビジョン(案)に関する 町民意見の公募を実施します

町水道事業では、現状の課題と問題点等を把握した上で、今後も事業を継続するために必要な改善方法や目標となる将来像を明確に示し、次世代に継承するにふさわしい水道を構築するための「別海町水道事業ビジョン」の策定を進めています。

下記の期間、水道を利用する町民の皆さんからのご意見を募集します。

なお、詳細については、町ホームページ又は、役場庁舎1階ロビー・2階上下水道課窓口、役場各支所・連絡事務所、各公民館、図書館、町民体育館にて閲覧資料をご覧ください。

意見募集期間

1月19日(火)から2月17日(水)まで

問合せ／管理担当 (内線4511)

西春別 スケートリンクが完成



西春別スケートリンクの改修工事が完了し、12月下旬から施設を開放しましたのでお知らせします。

今後は、スケート愛好者や青少年スポーツ活動など冬期間におけるスポーツ振興の重要な施設として、大きな効果を期待しています。

※この施設の改修工事は、「スポーツ振興くじ助成金」を受けて整備されたものです。

問合せ／社会体育担当 (内線3715)

工事期間中は、
周辺住民の皆さまには
大変ご不便をおかけ
しました。



前を向け。
未来たち。
追いかけて来い。追い抜いて行け。
若い君たちの可能性こそが未来だ。

スポーツは育てることができる。

toto
FOR ALL SPORTS OF JAPAN

toto・BIGの収益は、未来のメダリストの
発掘・育成に役立てられています。

www.toto-dream.com ©19歳未満の方の購入又は譲り受けは法律で禁じられています。払戻金も受け取れません。運営・販売：独立行政法人日本スポーツ振興センター